

～放課後児童クラブを利用するひとり親家庭のみなさまへ～

夏休みの放課後児童クラブ利用料の一部を減額します。

8月に放課後児童クラブ（対象施設については別紙参照）を利用する小学1年生から3年生までの児童がいるひとり親家庭の利用料を減額します。

【対象世帯】

次の条件すべてに該当し、かつ小学校1～3年生までの児童がいる世帯

- ・富山市に住民登録がある方
- ・児童扶養手当受給資格者またはひとり親家庭等医療費受給資格者
- ・日額利用の場合、8月1ヶ月間の利用日数が児童1名あたり10日以上であること
※1日のうちでの利用時間に制限はありません。短時間でも1日と数えます。

【必要書類】

- ・富山市放課後児童健全育成ひとり親家庭支援事業補助金交付申請書
- ・児童扶養手当証書または富山市ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し
- ・口座番号のわかる書類（キャッシュカードや通帳の写し）

【提出方法】

こども支援課（富山市役所3階西館）窓口もしくは郵送にてこども支援課へ提出してください。（郵送先：〒930-8510 富山市新桜町7番38号）

【申請期間】

令和4年9月1日～令和4年11月30日

【支給額】

5,000円（8月1ヶ月の利用料が5,000円に満たない場合は、実際に支払った額）

【支給日】

申請月の翌月末

※交付申請書は、各放課後児童クラブから直接受け取るか、もしくはこども家庭部ホームページ「育さぽとやま」からダウンロードして使用してください。

《本事業に関する問い合わせ》

富山市こども家庭部こども支援課児童健全育成係

TEL 076-443-2204（直通）

FAX 076-443-2169

E-Mail kenzenikusei@city.toyama.lg.jp

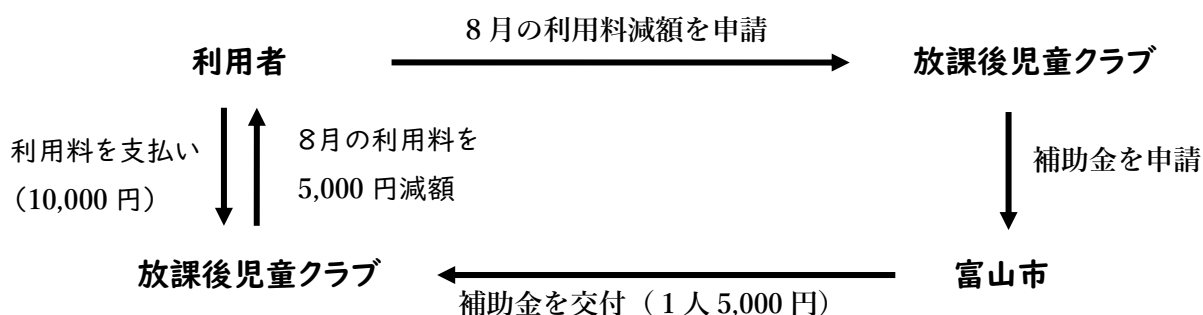
令和4年度から「放課後児童健全育成ひとり親家庭支援事業補助金」の申請方法を変更します

富山市では、ひとり親家庭への支援策として、放課後児童クラブの8月の利用料に対して、利用児童1人につき5,000円を放課後児童クラブに補助しています。

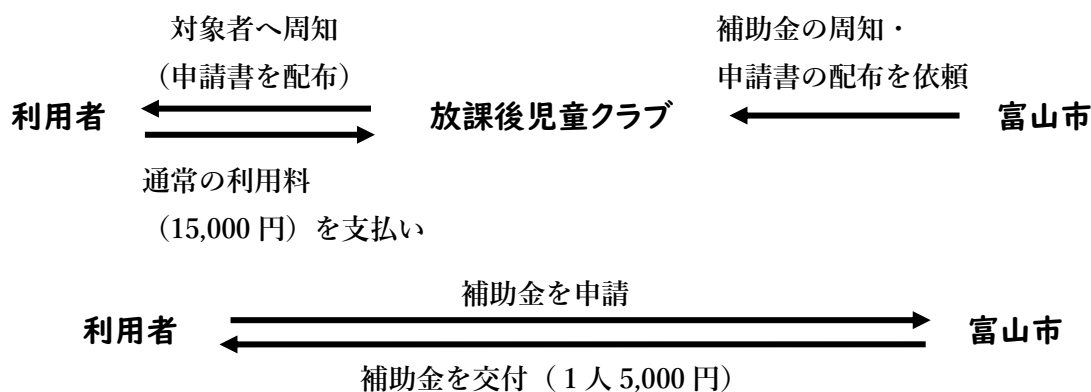
これまでの申請手続きは、放課後児童クラブが富山市に「放課後児童健全育成ひとり親家庭支援事業補助金」を申請し、富山市からクラブに補助金を交付することで、クラブが8月の利用料を5,000円減額していました。

令和4年度からは、利用者が直接、富山市へ補助金を申請することで、富山市から利用者に補助金(利用児童1人につき5,000円)が交付されることになります。

○これまでの申請方法(8月の通常利用料が15,000円のクラブの場合)



●変更後の申請方法(8月の通常利用料が15,000円のクラブの場合)



ご不明な点につきましては、こども支援課までお問い合わせください。